

平成30年 市川三郷町消防団

出初式

新春を飾る市川三郷町消防団出初式が1月7日、市川大門町民グラウンドで行われ、女性消防隊を含む消防団員 395 人、車両 29 台がその陣容を披露しました。式典では優良消防団員の表彰や機械器具点検、ポンプ操法披露(写真・下)が行われ防災に対する士気を高めました。消防団は今年も、地域の皆さまが安心して暮らせるように消防活動啓発や訓練に励みます。

■山梨県消防協会長表彰

《甲種功労章》
諏訪孝吉、丹沢秀彦
《乙種功労章》樋口祐介、新津 智、村松健一、星野新一、相沢 強、桐戸 正、内田千章、依田正則、笠井太介、依田 亘、笠井鈴治、石原由紀夫

■山梨県峡南地域県民センター所長表彰

《功労章》小林洋一、伊東 聡、小林茂広、笠井琢実

■峡南広域行政組合消防本部消防長表彰

丹沢忠彦、村松 正

■山梨県消防協会峡南支部長表彰

松岡秀典、内藤和範、水上朋哉、薬袋政史、赤池英也、相川敏也、小林栄和、深沢厚二、一瀬 達、渡辺裕人、渡辺光一、中込 強、渡辺 稔

■鯉沢警察署長表彰

《団体》第8分団
《防犯功労章》乙黒正仁、相澤 悟、伊藤清文、榊原 孝、遠藤勝彦、渡辺 豪

■市川三郷町長表彰

《30年勤続功労章》小林英二
《25年勤続功労章》有泉恵司、長田和土、保坂一成
《20年勤続功労章》水上定臣、近藤 慶、上野裕明、小山 博、長田勇次、佐野一仁、上田健剛、志村高弘
《15年勤続功労章》土橋 豪、加藤 剛、河西 忍、相川敏也、伊藤之人、寺澤勇一、伊藤政彦、長田良一、遠藤芳久、小林茂広、笠井 悟、笠井友人、望月文仁、笠井鈴治、渡辺 淳



▲山梨県消防協会長 ▲鯉沢警察署長表彰 ▲消防本部消防長 ▲県民センター所長 ▲県消防協会峡南支部長 ▲市川三郷町長表彰 ▲市川三郷町消防団長
表彰代表 諏訪孝吉 表彰代表 榊原 孝 表彰代表 村松 正 表彰代表 小林茂広 表彰代表 渡辺 稔 代表 小林英二 表彰代表 笠井太介



■市川三郷町消防団長表彰

《団体》第1分団、第7分団、第11分団

《10年勤続功労章》

小林大樹、横田雅己、一瀬秀明、小沢誠司、今村義仁、渡辺 理、赤池浩二、植田康太、遠藤修己、笠井太介、望月裕哉、坂牛優鑑、依田俊成、森山隆彦、有野順一、佐藤高志、大原陽一郎

■退職消防団員報償

《消防庁長官表彰・銀杯1号》

渡辺 寛、芦沢正和、望月真司

《消防庁長官表彰・銀杯2号》

石川正樹、芦澤文久、立川茂春、加藤武師、河野 誠、石原哲也、河口 勝、塩島昭洋、佐野卓也、伊藤末広、窪田幸一、望月直人、塩島 卓、切金孝哲、斉藤貴英、伊藤和仁、村松昭彦、二ノ宮圭輔

※敬称略

平成30年

成人式 虚心

1月7日、「平成30年成人式典」が歌舞伎文化公園ふるさと会館で行われました。平成9年4月2日から平成10年4月1日に生まれた今年の新成人146人が出席しました。

式典では新成人が一人ずつ紹介され、久保町長から「ひとつのことにとらわれずに物事があるがままに見ようとする」とで、本物の姿、真理をつかむことにつながる。そして、物事の真実を見極めそ

れに適応していくことで、物事に対し積極的に、力強く歩んでいく力になる。素直な心に目を向け、家族、友人など関わってきた人や自然、祖先への感謝の気持ちを忘れずに、勇気を持って行動してほしい」との思いを込めた『虚心』の言葉が贈られました。

新成人を代表し小林巧さんが「社会人として自分の責任の重大さを感じる。一つの軽率な行動が周囲に影響を与えてしまうからこそ自分の行動に責任を持ち行動していきたい」と述べ、続いて佐藤史佳さんは「社会の一員として常に向上心を持ち様々な経験を重ね、社会に、そして自分たちを育んでくれた故郷市川三郷町に貢献できる大人になれるよう努力していきます」と誓いの言葉を述べました。(写真・上) また、新成人を代表して、丸山拓実さんと柴田菜々穂さんが、町からの記念品を受け取りました。晴れ着姿の新成人たちは、あちらこちらで記念撮影や思い出話に花を咲かせていました。(写真・下)



申告書にはマイナンバーの記載が必要です



- 平成28年分以降、所得税及び復興特別所得税・消費税・贈与税の申告には、**マイナンバー（個人番号）の記載**と本人確認書類の**提示**または**写し**の添付が必要です。

《本人確認を行うときに使用する書類》

- ①マイナンバーカード（個人番号カード）のみ【番号確認及び身元確認書類】
- ②通知カードなど【番号確認書類】
＋運転免許証など【身元確認書類】

※郵送にて申告書を提出する場合は、①の写し（表裏両面または②の写しを添付して下さい。
※ご自宅からe-Taxで送信する場合は、本人確認書類の提示または写しの提出は不要です。



医療費控除を受けるための 手続きが変わりました

- 平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに、『**医療費控除の明細書**』の添付が必要となりました。

■医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。
（税務署から求められたときは、提示または提出しなければなりません）

■医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。
（医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療のお知らせ」などです。）

※平成29年分から平成31年分までは、医療費の領収書の添付または提示でも可能

平成29年分の申告書提出期限及び納税期限

税 目	申告書提出期限及び納税期限
申告所得税及び復興特別所得税	3月15日 （ 木 ）
消費税及び地方消費税（個人事業者）	4月2日 （ 月 ）
贈 与 税	3月15日 （ 木 ）

【問い合わせ】

【所 得 税】 鯉沢税務署 ☎ 0556-22-3191

【町県民税】 町税務課住民税係 ☎ 055-272-1104

町の申告相談会

2月16日（**金**）～**3月15日**（**木**）
土日はお休みします

- 土地・建物及び株式等譲渡所得のある方の相談は、**町相談会**で受付できませんので**税務署**へお願いします。

- 2月23日**（**金**）及び**3月9日**（**金**）は、**都合**によりお休みさせていただきます。

【場所】 町役場本庁舎 1階大会議室

【受付時間】 午前9時30分～11時30分
午後1時00分～ 3時30分

※受付時間以外は相談会場に入れません。会場前のロビーでお待ち下さい。

※相談会場では、先着順にご案内しますが、相談内容により順番が変わる場合があります。

※混雑時には長時間お待ちいただく場合があります。

※申告書の提出のみの場合は税務課窓口、各支所の住民サービス係窓口で期間中、随時受け付けます。

※申告相談は、本庁舎の相談会場のみとなります。

所得税・個人消費税・贈与税の 確定申告書作成会場開設

2月16日（**金**）～**3月15日**（**木**）
土日及び祝日はお休みします

【場所】 鯉沢税務署

【受付時間】 午前8時30分から
（提出は午後5時まで）

【相談時間】 午前9時から午後5時まで

※確定申告書作成のために来署される場合は、上記期間にお越し下さい。

※申告書作成のアドバイスを希望される方は、印鑑、源泉徴収票などの必要書類をご持参下さい。

※前年の申告書などの「控」が、作成の際の参考となりますので、ご持参下さい。

※事業所得や不動産所得がある方は、事前に売上・仕入・経費の集計のうえご来署下さい。

※「医療費控除の明細書」については、事前に作成のうえご来署下さい。

甲府税務署では、

**開庁日の 2/18日 と 2/25日は
開庁日対応をします**

※鯉沢税務署管内の方について、申告相談・用紙の請求はできますが、提出は鯉沢税務署になります。

町からのお願い

申告期間中、町の申告会場は大変混雑します。申告の待ち時間を短縮するため、土地・建物及び株式等の譲渡所得のある方や住宅借入金等特別控除を初めて申告される方は、**税務署の申告会場**で相談をお願いします。

申告会場に

お越しの前に！

申告相談は、毎年大変混雑します。待ち時間を少なくし効率的に相談を受けられるよう、次のものをご用意下さい。

■印鑑（認印可）

■本人の**預金通帳**の口座番号が分かるもの（所得税が還付される場合に必要）

■昨年確定申告をされた方はその控え

■給与や年金を受給している方は、その「源泉徴収票」

■各種保険に加入している方は「**掛け金の払い込み証明書**（控除証明書）」

■国民年金の掛け金がある方は、「**社会保険料**（国民年金保険料）**控除証明書**」またはその領収書

■本人または扶養親族に障害者の方がいる場合は、**障害者手帳**の写し

■学生の場合は**学生証**もしくは**在学証明書**の写し

■商売や事業、農業を営んでいる方は、収入・支出の内訳を項目別に計算した「**収支内訳書**」※減価償却費の計算（取得価格や取得年月日など）を事前に作成しておく

■寄附金控除を受ける方は、その**領収書・証明書等**※ふるさと納税については、総務省『ふるさと納税ポータルサイト』をご覧ください。

■申告書には、**マイナンバー**の記載が必要となります。※詳細 5 ページをご覧ください。

■税務署から「**お知らせハガキ**（通知書）」が届いた方はご持参下さい。

■医療費控除を受ける方は「**医療費控除の明細書**」※平成29年分より添付書類が変更。詳細は5ページ「医療費控除を受けるための手続きが変わりました」をご覧ください。

■セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）を受ける方は「**セルフメディケーションの明細書**」※セルフメディケーション税制と従来の医療費控除の両方を受けることはできません。詳細は、国税庁ホームページをご覧ください。

所得税の確定申告

が必要な方

■税務署から「**確定申告書**」または「**お知らせハガキ**（通知書）」が送付された方

■土地・建物の譲渡や交換をされた方（土地収用事業を含む）

【事業所得や不動産所得などがある場合】

□1年間の所得金額の合計額が、所得控除の合計を超える方

【サラリーマンの場合】

□給与と所得や退職所得以外の所得合計が、20万円を超える方

□給与を2カ所以上からもらっている方

□年末調整で、保険料や扶養などの控除を忘れた方

このほかに、次のような場合は、**確定申告**をすると、**所得税**が還付されることがあります。

□マイホームをローンで取得したとき

□多額の医療費を支払ったとき

□年の途中で退職し再就職していないとき

※所得税の確定申告は、町県民税の申告も兼ねています。所得税の確定申告をされた方は、町県民税の申告は必要ありません。

※公的年金収入が400万以下で、公的年金以外の所得金額が20万円以下の場合は、確定申告をする必要はありません。

（その場合でも町県民税の申告は必要です）

※所得税の申告義務のない方でも、申告により源泉徴収税額が還付になる場合があります。

町県民税の申告

が必要な方

■お手元に「**町民税・県民税・国民健康保険税申告書**」（青字で印刷）が送付された方

※申告書が送付されない方でも、申告が必要な方は、町税務課までご連絡下さい。

■国民健康保険に加入されている方

■**収入がなかった方も必ず提出**して下さい。

税の申告は正しくお早めに！

「親子で考える税に関する講話」
鯉沢税務署長賞 近終志さん（上野小）の作品
笑顔で暮らせる毎日を
納めて描く明るい未来



5月検針分（4月使用分）からの新料金

※メーター使用料の改定はありません。
基本料金は10㎥までの使用。
10㎥を超えた使用には超えた量に応じて1㎥ごとに超過料がかかります。

事業名称	従来使用料		新料金（税込み）		改定内容
上水道	10㎥まで（基本料）	972 円	⇒ 10㎥まで（基本料）	1,080 円	基本料金と超過料金の値上げ
	11㎥～（1㎥あたり）	118 円	⇒ 11㎥～（1㎥あたり）	140 円	
第一簡易水道	10㎥まで（基本料）	702 円	⇒ 10㎥まで（基本料）	756 円	基本料金と超過料金の値上げ 超過料金の区分が 3段階から2段階に
	11㎥～50㎥（1㎥あたり）	86 円	⇒ 11㎥～100㎥（1㎥あたり）	97 円	
	51㎥～100㎥（1㎥あたり）	97 円			
	101㎥～（1㎥あたり）	108 円	⇒ 101㎥～（1㎥あたり）	108 円	
第二簡易水道	10㎥まで（基本料）	540 円	⇒ 10㎥まで（基本料）	648 円	基本料金と超過料金の値上げ 超過料金の区分が 1段階から2段階に
	11㎥～（1㎥あたり）	43 円	⇒ 11㎥～100㎥（1㎥あたり）	70 円	
			⇒ 101㎥～（1㎥あたり）	75 円	
山保八之尻・入簡易水道	10㎥まで（基本料）	648 円	⇒ 10㎥まで（基本料）	756 円	基本料金と超過料金の値上げ 超過料金の区分が 1段階から2段階に
	11㎥～（1㎥あたり）	75 円	⇒ 11㎥～100㎥（1㎥あたり）	97 円	
			⇒ 101㎥～（1㎥あたり）	108 円	
中央簡易水道	10㎥まで（基本料）	756 円	⇒ 10㎥まで（基本料）	756 円	超過料金のみ値上げ 超過料金の区分が 3段階から2段階に
	11㎥～50㎥（1㎥あたり）	91 円	⇒ 11㎥～100㎥（1㎥あたり）	97 円	
	51㎥～100㎥（1㎥あたり）	97 円			
	101㎥～（1㎥あたり）	108 円	⇒ 101㎥～（1㎥あたり）	108 円	

水道使用料金計算方法

基本料金 + 超過料金 + メーター使用料

基本料金 10㎥までの使用にかかる基本料金です。給水区域によって違います。
超過料金 11㎥以上1㎥あたりにかかります。給水区域と超過使用した量によって違います。
メーター使用料 各家庭のメーター口径によって金額は変わります。この金額は従来からの変更はありません。
(13mm-64円 20mm-129円 25mm-151円 30mm-237円 40mm-345円 50mm-756円)



私の家の水道料金は…？

皆さんのご使用になられている水道料金が改定後にどのくらいなるのかお答えします。
お手元に検針票をご用意のうえ下記へお問い合わせ下さい。
なお説明会においても計算式を示します。

関町生活環境課 上水道係・簡易水道係 ☎ 055-272-6092

メーター交換のお知らせ

水道メーター（量水器）は、「計量法」によりその有効期間が定められているため、町では、定期的に新しい水道メーターに交換しています。交換するメーターは、町が貸し出ししている（使用料を納付していただいている）メーターです。

※メーターの交換費用は町が負担しますので、各ご家庭への費用請求はありません。
ただし、メーター交換と併せてメーターボックスの修繕などの別工事を依頼された場合は、各ご家庭での負担となります。
※メーターの交換は、町が委託した水道工事業者が行いますので、交換作業時の敷地への立ち入りについて、あらかじめご了承下さい。なお、ご不在の場合でも交換作業をさせていただきます。



平成 30 年5月検針分（4月使用分）から

水道料金を改定

させていただきます



「水道」は、健全で文化的な住民生活や社会経済活動に必要な基盤として重要な役割を担っています。町では、安全で安心な水道水を、安定して供給できるよう、水道施設の維持・管理、改善を行っています。が、老朽化が進行している管路や配水池などの更新には多額な費用が必要となっています。また、経費の削減や効率的な事業運営に努めておりますが、水道事業の継続には安定した経営基盤の確保が不可欠となります。料金収入（給水収益）が減少している中、継続可能な事業運営を見据え財源の確保を図るため、水道事業運営審議会の答申を受け、値上げをさせていただきます。

水道料金改定給水区域

改定する給水区域は次の表のとおりとなります。

事業名称	給水区域
上水道	市川・高田・黒沢（入を除く）、下大鳥居、八之尻のうち宮沢及び仲村
第一簡易水道	上野及び大塚地区
第二簡易水道	高萩・埜・中山地区
山保簡易水道	山保地区
八之尻・入簡易水道	八之尻地区のうち、別所、沖村、黒沢地区の入
中央簡易水道	岩間・落居1区～6区・楠甫・宮原・葛筆沢・鴨狩津向地区

※「下芦川簡易水道」と「網倉・五八簡易水道」、「岩下簡易水道」の料金改定はありません。
※メーター使用料の改定はありません。

水道料金改定の理由
現在の水道料金について、「上水道事業」は、平成19、23年度に改定を実施していますが、「簡易水道事業」は、旧町時の金額を引き継いままとなっています。
水道事業は、費用のほとんどを水道料金の収入でまかなわなければなりません。上水道事業は、料金収入（給水収益）で事業を運営していますが、簡易水道事業は、一般会計からの繰入金があれば経営が成り立たない状況です。
近年の人口減少・高齢化、節水意識の向上や節水器具の普及により使用水量が減り、料金収入も減少しています。
しかし、水道施設・設備の老朽化による更新や修繕のほか、災害に強い水道事業を行っていくためには、多額な費用が必要です。
住民生活に欠かせない水道水を安定的に供給する、持続可能な水道事業運営を行うため、町では、町水道事業運営審議会に、水道料金の改定についての諮問を行い、審議会から「財政状況及び今後の見直し等を熟考するなかで、平成30年5月検針分（4月使用分）から改定するものとする」との答申を受け、使用者負担の公平性を保ち、持続可能な水道事業運営を行うため、水道料金を値上げさせていただきますこととなりました。

水道料金の改定について、次の日程で説明会を開催します。

説明会日程	月 日	時 間	場 所
	2月 13日(火)	19:00 ～	三珠総合福祉センター（3階大会議室）
	2月 14日(水)		役場本庁舎（1階大会議室）
	2月 15日(木)		下九一色生活改善センター
	2月 16日(金)		ふるさと交流センター（1階和室）
	2月 19日(月)		大同地区公民館（1階会議室）
	2月 20日(火)・21日(水)		六郷町民会館
	2月 22日(木)		山保地区公民館（2階会議室）
	2月 23日(金)		高田地区公民館（1階ホール）

※いずれの会場でも結構ですので、都合のつく日にご出席下さい。